

## 芦屋市条例第1号

### 市長の退職手当の特例に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、市長に支給する退職手当に関し、芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号。以下「常勤特別職給与等条例」という。）の特例を定めるものとする。

#### (退職手当の支給の特例)

第2条 令和8年2月17日に市長の職にあった者に支給する同日を含む任期に係る退職手当については、常勤特別職給与等条例第5条の規定にかかわらず、支給しない。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (条例の失効)

2 この条例は、この条例の施行に際し現に市長の職にある者が退職した日又は令和9年4月30日のいずれか早い日に限り、この効力を失う。